

組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン購入仕様書

1 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの包装形態、予定本数及び販売元について

物品名	包装形態	販売元	予定本数
組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	シリンジ0.5ml／本	・MSD（株）	2,700本

※上記で指定する販売元のワクチンを、医療機関の需要に応じて納入できること。

※上記販売元との取引証明書を提出すること。

2 ワクチン納入場所

明石市内の予防接種実施医療機関 50医院

（落札決定後、発注担当課より、医療機関名、所在地及び連絡先を指示する。）

※下記3の納入期間内において、予防接種実施医療機関が追加された場合は、必ず対応しなければならない。

3 納入期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

4 ワクチン運搬、納入及び保管方法

(1) 上記2の医療機関への納入は直送すること。

(2) 「予防接種ワクチンの取扱いについて」（昭和41年6月11日衛発第409号 各都道府県知事あて公衆衛生局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の取り扱いについて」（昭和42年11月4日薬発第792号 各都道府県知事あて薬務局長通知）、「ワクチン等生物学的製剤の適正な取り扱いについて」（昭和45年3月11日薬菌発第15号 都道府県衛生主管部（局）長あて薬務局細菌製剤課長通知）及び「**予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について**」（令和6年9月27日感発0927第2号 各都道府県知事あて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）の別添「定期接種実施要領」を厳守し、保管及び運搬中の温度管理等は適正にすること。

(3) 上記1で指定されているワクチンで国家検定に合格したことを示す検定証紙が貼られた認定品（未開封）を納入すること。

(4) 上記2の医療機関からの注文に対しては、注文日の翌日には配達完了すること。

(5) 各医療機関において、年度開始日（4月1日）の診療開始時から接種ができるよう、ワクチンを配達しなければならない。

(6) 販売元側の都合により各ワクチンの納入が困難となった場合は、明石市発注担当課と協議すること。

5 報告及び請求方法は下記のとおりである。

毎月初め（営業日から5日目まで）に、医療機関ごとのワクチン集計表（指定様式あり）と、納品伝票及び返品（交換）伝票を医療機関ごとに並び替えをして、請求書と一緒に明石市発注担当課へ提出すること。

6 その他

(1) 予定本数については、上記3の納入期間内に、予防接種制度の改正や新ワクチンの販売が開始された場合は、この限りではない。

(2) 契約締結後、新たに定期接種に導入されるワクチンについては、同一単価で同等品として指定する場合がある。